

# 東京理科大学学友会ロッカー規約

## 第一条 定義

ロッカーとは、東京理科大学神楽坂キャンパスにある東京理科大学学友会（以下、学友会とする）が管理しているロッカーを指す。

## 第二条 貸出対象

ロッカー貸出は学友会のサービスの一環であるため学友会員のみが使用できるものとする。

## 第三条 新規登録

第一項 ロッカーを利用したい者は、学友会の Web ページ上で新規登録する事ができる。

第二項 各人が申請できるロッカーは一人につき一つまでとする。

第三項 ロッカーの新規登録の際、メールアドレスを登録しなければならない。また、メールアドレスを変更した際は早急に学友会常任委員会に報告すること。

## 第四条 貸出期間

第一項 ロッカーの貸出期間は、申請日からロッカー更新期間終了日までとする。

第二項 更新登録を行えば最高で在学期間中、同一のロッカーの使用することが出来る。

## 第五条 更新登録

第一項 ロッカー利用者はロッカーの更新期間に更新登録を行うことで、翌年度のロッカー更新期間終了まで同じロッカーを使用することができる。

第二項 更新登録を期限までにしなかったロッカーの中身は、撤去対象となる。

第三項 撤去物については適宜、処分する。

第四項 前項において生じた責任は、学友会では一切負わない。

## 第六条 ロッカーの破損等の対応

破損やその他事由によりロッカーの使用が出来なくなる場合がある。

## 第七条 施錠の義務、紛失・盗難等の責任

第一項 ロッカー利用者は、鍵の施錠を義務とする。

第二項 ロッカーにおいて盗難・破壊行為等が生じた場合、学友会では責任を一切負わない。

第三項 学友会常任委員会により誤って鍵を破壊した際は、生協で販売している南京錠を代品とする。（現金の授受は一切行わない。また、その他例外を認めない）

## 第八条 ロッカー周辺の扱い

第一項 ロッカーの周辺、その他使用の妨げとなる場所にものを放置することを禁止する。

第二項 前項において違反があった場合、発見次第速やかに処理する。

第三項 前項において生じた責任は、学友会では一切負わない。  
その他盗難が生じた場合も同様の扱いとする。

## 第九条 不正使用

第一項 ロッカーの不正使用が発覚した場合、ロッカーの中身をすみやかに撤去する。

第二項 撤去物については適宜、処分する。

第三項 前項において生じた責任は学友会では一切負わない。

## 第十条 規約承認・変更

本規約が承認・変更される場合には、学友会常任委員会会議での議決が必要となる。

その後、学友会常任委員会は Web ページ、掲示板等で十分な告知を行わなければならない。

## 第十一条 例外指示

学友会常任委員会は、ロッカーの利用に際して例外的に特別な指示を与えることが出来る。指示が与えられた場合、ロッカー利用者はその指示に従わなければならない。

## 第十二条 施行日

本規約の施行は平成 23 年 10 月 20 日とする。

## 第十三条 附則

「東京理科大学学友会ロッカー規約沿革」  
平成 21 年 9 月 14 日発行

平成 22 年 5 月 10 日一部改正

平成 23 年 10 月 20 日一部改正